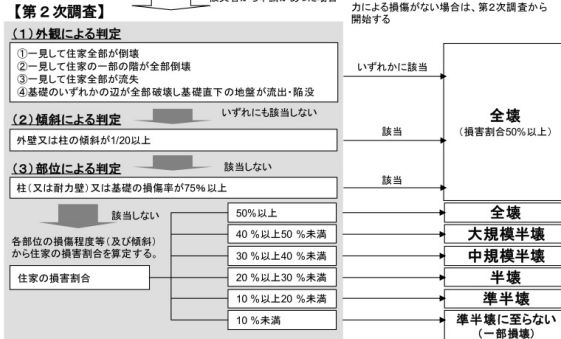


＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

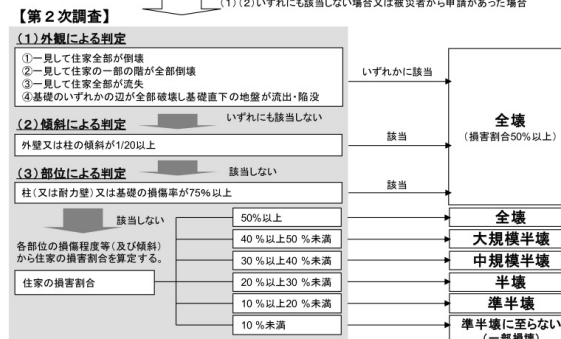
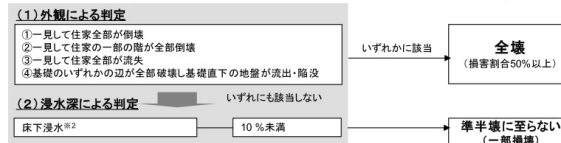
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷^{※1}が発生している場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

- ※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。
※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

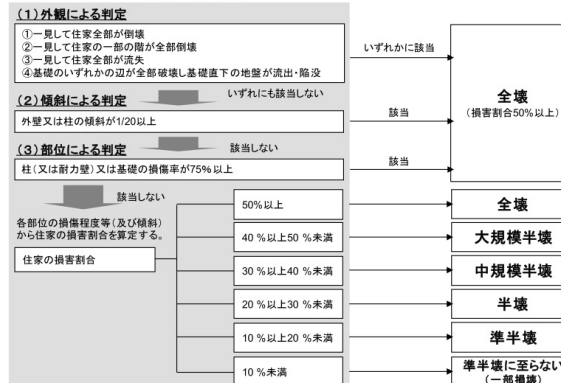
戸建ての1～2階建てで、津波、越流、堤防決壊等水流や泥流、瓦礫等の衝突等の外力が作用することによる一定以上の損傷^{※1}が発生していない場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施 ※再調査では第2次調査(3)部位による判定を中心に実施する

- ※1 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。
※2 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

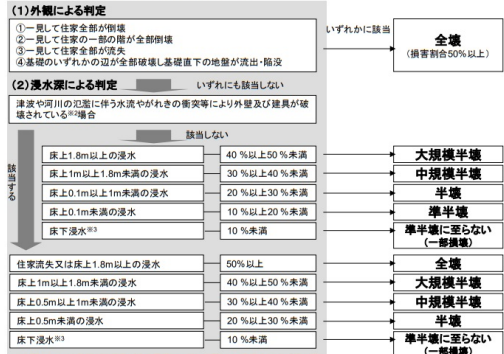
【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

＜被害認定フロー（水害による被害 木造・プレハブ）＞

【第1次調査】^{※1} 戸建ての1～2階建ての場合



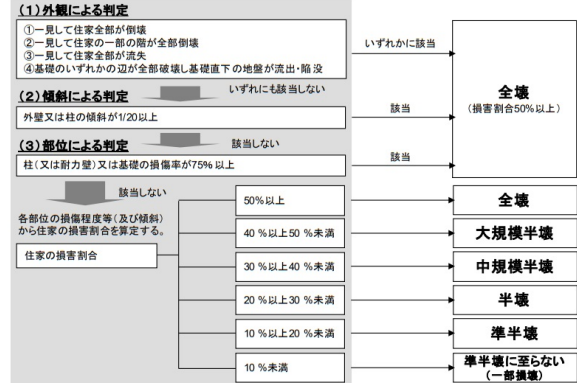
※水害によって土砂等が住家及びその周辺に堆積している場合には、「第4編 浸水被害等の被害認定」に定める方法で調査を行うことも可能である。



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施

- ※1 傾斜を測定した場合は、その結果を調査票に記載しておくことも考えられる。なお、具体的な傾斜の測定方法は「2. 第2次調査に基づく判定(2)傾斜による判定」を参照のこと。
※2 外観目視により把握可能な「外壁」及び「建具」(サッシ・ガラス・ドア)の損傷程度が50～100%(程度Ⅲ～Ⅴで、浸水による損傷を除く。)に該当する損傷をいう。
※3 水害に加え、風害等による複合的な災害による被害が発生している場合等には、第2次調査から開始する。

【調査】 戸建ての1～2階建てでない場合



【被災者から再調査の依頼があった場合の対応】 被災者から再調査の依頼があった場合 被災者の依頼の内容を精査した上で、必要に応じて再調査を実施